

# 第3章 計画の基本的考え方

第3章の計画の基本的考え方では、これまでの取組の成果と課題を総括し、国の子ども・若者育成支援推進大綱、栃木県青少年健全育成条例、さらに「とちぎの子ども育成憲章」の理念等を踏まえた、青少年育成の基本目標を示すとともに、今後の取組とプランの施策体系を示しています。

## 1 本県の取組

### 1 これまでの取組の成果

「とちぎ青少年プラン2011～2015」においては、「人づくり」を政策の基本に据えた栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」の考えを踏まえ、「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」を目指し、「社会的に自立した青少年の育成」と「青少年を取り巻く環境の整備」という2つの基本目標に沿って、家庭、学校、職場、地域等の連携・協力のもと、県民総ぐるみで各種施策を展開してきました。

その結果、青少年の健全育成に対する県民意識の醸成が図られ、有害環境浄化対策の推進など、青少年の育成に係る取組は概ね順調に推移し、一定の成果を上げることができました。

「とちぎ青少年プラン2011～2015」の計画期間における主な成果は、以下のとおりです。

#### 基本目標1「社会的に自立した青少年の育成」

##### (1) 家庭の教育力の向上

「家庭の日」推進事業として、「絵日記コンテスト」応募数の大幅増や「家庭の日」の認知度の向上など、啓発事業の成果がみられました。また、家庭教育の充実を図るための家庭教育オピニオンリーダーや親学習プログラム指導者の養成等を継続的に実施し、その指導者数の累計は着実に増加しており、各地区で効果的な家庭教育の支援・援助活動が行われました。

##### (2) 地域の教育力の向上

放課後児童クラブ、放課後子ども教室ともに、平成22年度より設置数が増加し、地域における子どもの居場所づくりが進みました。また、地域教育コーディネーターの計画的な養成により、県民が社会活動に取り組みやすい環境を整えるなど、地域の教育力の向上に努めました。

##### (3) 青少年の主体的活動の促進

毎年、「少年の主張発表大会」「次世代人材づくり事業」「グローバル人材育成事業」「ジュニア知事さん」「とちぎ元気フォーラム」などを実施し、青少年が社会や地域の課題に目を向け、積極的に意見を述べる機会を設けることで、社会参加意識を高め、主体的に考え行動できる青少年の育成に努めました。

##### (4) 青少年の就業等支援の促進

とちぎジョブモール事業、若年者就労支援事業、高等学校等卒業予定者向け労働講座を実施し、青少年の就業支援を推進しました。さらに、平成26年10月に、子ども若者・ひきこもり総合相談センター（以下、「ポラリス☆とちぎ」という。）を開設し、子ども・若者支援地域協議会を設置するなどして、困難を抱える青少年や家族の様々な相談に対応しました。

## 基本目標2「青少年を取り巻く環境の整備」

### (1) 非行防止対策の推進

犯罪被害防止・薬物乱用防止教室の実施や街頭補導活動の強化、女性に対する暴力相談窓口による相談支援体制の充実等により、薬物乱用少年検挙者数、非行少年検挙・補導数、不良行為少年補導数が、どれも平成22年度と比べ大幅に減少しました。

### (2) 社会環境浄化活動の推進

インターネット上の有害情報や犯罪から青少年を守るため、平成24年10月1日に、健全育成条例を一部改正し、青少年の使用する携帯電話等へのフィルタリング利用を促進しました。また、親子学び合い教室では、県内の小中学校で、携帯電話の正しい使い方に関する講習会を実施しました。

### (3) 県民総ぐるみの青少年健全育成の推進

「とちぎの子ども育成憲章」の普及・啓発を実施し、育成憲章実践団体数も増加しました。また、「子ども育成・憲章功労者」の表彰制度を平成26年度から新設し、憲章の理念に基づいた活動を継続し、顕著な功績がみられる個人や団体を表彰しました。主な活動内容については、栃木県青少年育成県民会議のホームページに毎年掲載し、普及啓発を図りました。

## 2 今後に向けた課題

近年、児童虐待、子どもの貧困、いじめ・不登校、青少年の自殺など青少年を取り巻く環境は厳しい状況にあります。青少年が健やかに成長し、将来に対して明るい希望を持ち、夢の実現に向け前向きに生きられるような支援が求められます。

そのためには、青少年の健やかな成長・発達の基礎となる、基本的な生活習慣の形成、体力の向上、確かな学力の育成、豊かな人間性や規範意識の醸成とともに、自立した個人として必要な知識・能力や社会性、リーダーシップなどを育むために、社会参加活動や社会体験活動への積極的な参加の促進、異文化交流・異文化理解活動の機会提供、キャリア教育・職業教育の充実などが必要です。

また、ニートやひきこもり、不登校や高校中退、さらにはいじめや虐待など、青少年が抱える困難は、多様化、複雑化、深刻化していることから、それぞれの青少年やその家族にも必要な支援を行うとともに、非行や犯罪に陥った青少年については、その抱える困難に配慮した立ち直り支援が必要であり、総合的な相談・支援体制の確立や関係機関のネットワークの構築が求められています。

さらに、社会のあらゆる構成員がそれぞれの役割を果たし、協力しながら青少年の健全育成に取り組む必要があることから、家庭や地域の機能を補完する様々な活動を支援するとともに、非行防止対策の推進をはじめ、インターネットやスマートフォンを介した犯罪や被害の防止、適正利用の促進、危険ドラッグ等の有害環境の浄化活動等、安全・安心な環境づくりの推進が必要です。

そして、すべての県民が、「とちぎの子ども育成憲章」に示された理念を十分に理解し、実践に結びつけることができるよう、憲章の普及・啓発に努め、とちぎの青少年を育む県民運動をより積極的に展開していく必要があります。

## 2 基本目標

青少年健全育成条例の基本理念を踏まえ、「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」を目指し、以下の3つの基本目標を掲げて、青少年の健全育成に取り組んでいきます。

### 「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」



#### 基本目標Ⅰ 「すべての青少年の健全な育成と自立の促進」

- 一人ひとりが心身ともに健康で、自他を重んじ、豊かな人間性と挑戦する意欲を持ち、主体的に生きていく力を身につけられるよう支援します。
- 社会と関わりながら様々な体験を積み、持てる力を十分に発揮し、地域社会を支える人材として成長できるよう支援します。

#### 基本目標Ⅱ 「困難を抱える青少年やその家族への支援の充実」

- ニートやひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を抱える青少年やその家族に対し、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を行います。
- 関係機関や地域が連携・協力し、切れ目のない支援をすることにより、青少年が希望を持って生活し、現状を克服できるよう支援します。

#### 基本目標Ⅲ 「青少年の健全な成長を社会全体で支える環境の整備」

- 家庭、学校、職場、地域の相互協力をはじめ、事業者、各種団体、行政等がそれぞれの役割を認識し、一層の連携強化を図ります。
- 多様な担い手を育成し、社会全体で青少年の健全な成長を支援し、青少年が、安全・安心に生活できる社会をつくります。

### 3 施策の体系

